**イベント開催促進事業募集要項**

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、各種イベント等の開催に影響が出ている中、各種団体等の活動も自粛傾向にあるなど本市の活気が失われています。また、イベントを開催する際は新型コロナウイルス感染症対策が必要となり集客人数が制限される一方で必要経費が増大するなど、引き続きイベント開催機運が高まりにくい状況にあります。

本事業は、市内におけるイベント開催の促進を図るため、感染予防対策として入場者数を制限した有料のイベント等の主催者に対して、一部補助を行うものです。

**【補助金額】上限５０万円**

**【対象期間】令和３年４月１日（木）から令和３年１２月３１日（金）まで**

**【受付期間】令和３年３月２５日（木）から令和３年１２月１６日（木）まで**

**【提出方法】郵送又はご持参により提出してください。**

**※国の対処方針又は県や市が新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として定めるガイドライン等の変更により、施設の利用方法やイベント等の開催の基準に変更が生じた場合は、補助内容の変更を行う場合があります。米子市ホームページでご確認ください。**

お問合せ／申請書提出先

・申請書は、実施日の１４日前までにご提出ください。

・令和３年４月１日（木）から８日（木）までの間に開催予定のイベントについては、事前に下記までご連絡ください。

米子市経済部文化観光局文化振興課　文化振興担当

〒683-0067　米子市東町161-2（市役所第2庁舎3階）

電話：0859-23-5436　ファクシミリ：0859-23-5414

メール：bunka@city.yonago.lg.jp

**１　対象開催期間**

令和３年４月１日（木）から令和３年１２月３１日（金）まで

**２　対象者**

　　米子市内を会場としてイベント等を主催する個人・法人・その他の団体（住所要件はありません。）

　　なお、次の事例に該当する場合は、対象となりません。

　　○国、地方公共団体、独立行政法人、その他外郭団体

　　○米子市暴力団排除条例における排除対象者に該当する場合

**３　対象事業**

　　申請者自らが主催者となって行うイベント（別表参照）で、次の要件を全て満たしているもの

（１）新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため入場者数の制限などの対策を講じて、市民等が安心してイベントに参加できる環境を整えて実施する事業であること。

（２）市民等に周知され、市民等の鑑賞又は参加の機会等が提供されていること。

（３）市内のホール等公演を行うための屋内施設において、入場料等を徴収して行うもの

（４）以下の事業に該当しないこと。

　　ア　国、地方公共団体等との共催事業であるもの（ただし米子市秋の文化祭参加事業は除く）

　　イ　政治活動又は宗教活動を行うことを目的とするもの

　　ウ　入場料等収入の大部分が寄附に充てられるもの

（５）対象イベント

|  |  |
| --- | --- |
| 対象イベント | 音楽、演劇、舞踊その他芸術、伝統芸能、大衆芸能など　※講演会、研修会、式典等は除く。 |

　　　※無観客公演や動画撮影は対象外です。

※ドリンクチャージ、ディナーショーのコース料理等の飲食費は対象外です。

**４　補助金額**

　　感染予防対策として入場者数の制限を行ったことによる入場料等の減収額に相当する額の一部として次の算定方法により算定した額。ただし、一の補助事業者が同じ日に同じ施設で複数回の公演を行う場合は、そのいずれか一つの公演に係る入場料等の減収についてのみ補助の対象とする。

【算定方法】

感染予防対策としての入場者数の制限措置を行わなかった場合に見込まれる当該イベント等の入場者数から当該イベント等を行う施設の感染予防対策実施時における定員の数（本来の収容定員の数の50パーセントに相当する数（１未満の端数は、切捨て））を控除した数に、当該イベント等の入場料等の額（消費税及び地方消費税の額を除いた額）を乗じて得た額に、さらに２分の１を乗じて得た額（100円未満の端数は、切捨て）とする。ただし、50万円を限度とする。

**５　申請の手続き**

（１）申請受付期間

　　　　令和３年３月２５日（木）から令和３年１２月１６日（木）まで

（２）申請受付方法

　　　　郵送又は持参により提出してください。

（３）申請書類（市のホームページからダウンロードできます）　→

　　　　以下の申請書類を各１部提出してください。

　　　ア　補助金等交付申請書

イ　事業計画書・収支予算書（別紙様式第１号）

ウ　事業についての補足資料（事業内容と入場料が分かるもの（プログラム、チラシなど））

**６　申請上の注意**

　　以下のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の確認の全部又は一部を取り消すことがあります。

（１）申請の内容に不備があったとき。

（２）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）補助事業が要件に該当しなくなったと認められるとき。

（４）補助事業に不正な行為があると認められるとき。

（５）申請者に不正な行為があると認められるとき。

（６）補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（７）市が定める期間内に募集要項に定める必要書類及びその他の必要な資料を提出しないとき。

（８）その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は要綱に基づく命令に違反したとき。

**７　事業報告**

　　イベント等終了後３０日以内に以下の書類を、文化振興課まで郵送又は持参により提出してください。

（１）補助事業等実績報告書

（２）事業報告書・収支決算書（別記様式第２号）

（３）補助金等支払請求書

（４）実施状況確認資料（座席の間隔を空ける等の３密対策を確認することができる写真等）

**８　その他**

　（１）提出書類は、市条例等に基づく情報公開請求があった場合には非公開情報を除き公開の対象となります。

（２）申請後、決定を受けた事業内容について変更が必要となった場合又は補助事業を中止しようとする場合は、速やかに文化振興課へご連絡ください。

**９　補助金交付の流れ**

**米子市**

**申請者**

②交付決定通知書と補助金の受領に必要な書類を送付します。

④指定口座に補助金を振り込みします。

③補助事業等実績報告書、補助金等支払請求書及び添付資料の提出

・補助事業等実績報告書

・事業報告書・収支決算書（別記様式第２号）

・補助金等支払請求書

・感染予防対策の実施状況確認資料（写真等）

①交付申請書と添付資料の提出

・補助金等交付申請書

・事業計画書・収支予算書（別紙様式第１号）

・事業についての補足資料（プログラム、チラシ等）